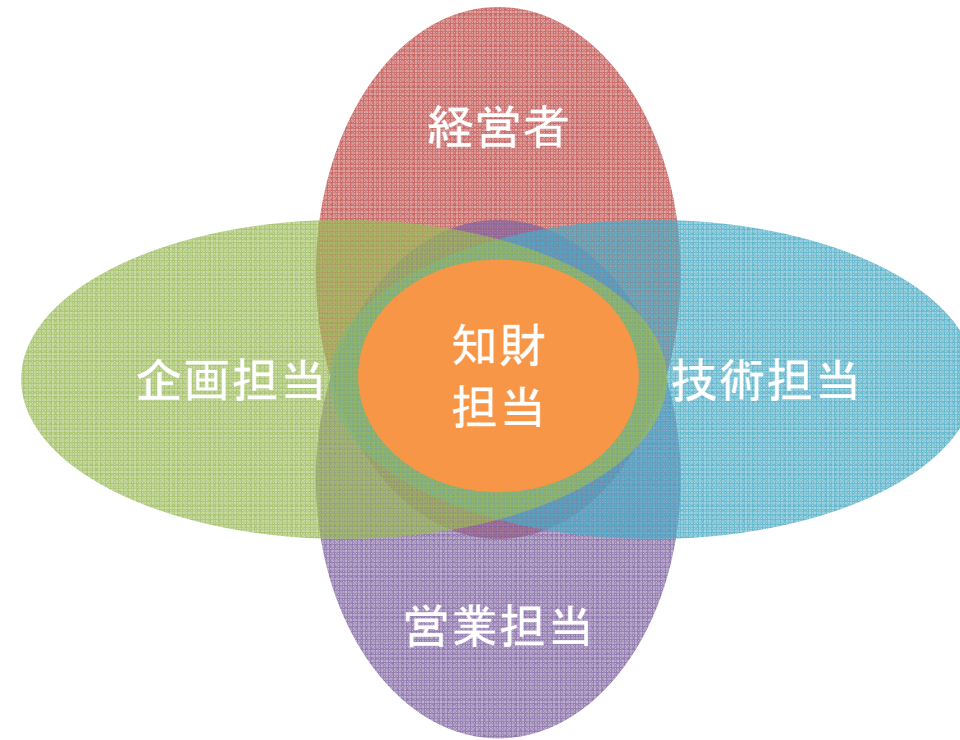


懸念事項5、6の改善



新商品開発コンサルティング：

知的財産権の権利化、他社権利の調査を行うには、専門的な知識をもった人材が必要です。

また、知的財産に関する専門的な知識をもった人材がいても、社内体制が整わなければ、有効な権利の取得や、必要な調査を行うことはできません。

新商品開発コンサルティングでは、新商品の開発に連動した対応をとることのできる体制や仕組みづくりの他、ものづくり企業に必要な知的財産の担当者の育成を図ります。